令和８年度 第２回鹿屋市農業委員会総会議事録

１　日　時：令和８年５月 22 日（金）　　午前８時 55 分から午前 10 時 14 分

２　場　所：鹿屋市東地区学習センター

３　委　員

出	新原　晃憲	出	中塩屋　均	出	四元　等	出	上野　輝男
出	田原　勇	出	藏ヶ﨑　俊光	出	堀之内　節子	出	福元　康光
出	大重　勝久	出	寺下　幸弘	出	森園　浩美		
出	川﨑　守	欠	有村　隆	出	田村　利秋		
出	田中　次男	出	村山　みつ子	出	大園　和幸		
欠	徳田　潤一	出	倉田　雪男	出	西ノ原　敏男		

推進委員

欠	鶴田　勉	出	垣内　直人	欠	福元　里美	出	谷口　芳久
出	門倉　重秋	欠	中牧　龍次	出	細川　健一	出	岩下　広美
出	中尾　明徳	出	持増　正	出	矢野　嘉彦	出	入佐　哲朗
欠	小原　修一	出	有馬　研一	欠	新地　誠		
欠	下久保　雄太	欠	上別府　美由紀	出	松元　渡		
出	折尾　昭弘	出	髙田　裕幸	出	永山　智哉		

４　部外者出席

農地整備課	農林土木係	主任技師	水流　悠佑
農政課	農業振興係	主任主事	西　昌平

５　事務局職員

局　長	松元　敏幸
次長兼農地係長	山下　博文
主幹兼振興係長	尾﨑　直人
主　査	板山　典貴
主　査	中井　龍一
主　査	角野　勝行
主　事	清水　雄世
主　査	岩上　進一（輝北総合支所産業建設課）

産業振興係長　　留口　貢　（串良総合支所産業建設課）
主　　査　　田中　祥平（吾平総合支所産業建設課）

6　総会日程　〔議事〕

・農用地利用集積等促進計画（案）について
・農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について
・農地法第４条の規定による許可申請の意見決定について
・農地法第５条の規定による許可申請の意見決定について
・鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
・非農地証明について
・治山事業箇所の保安林指定に伴う意見決定について
・農地移動適正化あっせん申出について

7　議事経過　別紙のとおり

8　署名委員　寺下　幸弘　委員　・　村山　みつ子　委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿 屋 市 農 業 委 員

鹿 屋 市 農 業 委 員

令和８年度　第２回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和８年５月 22 日（金）　開会　午前８時 55 分　閉会　午前 10 時 14 分

鹿屋市東地区学習センター

局　長　　皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議　長　　ただいまから、令和８年度第２回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局　長　　本日の欠席は、徳田委員、有村委員の２名です。出席委員数は、18 名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、下久保委員、小原委員、中牧委員、福元里美委員、新地委員、鶴田委員、上別府委員の７名です。

それでは、鹿屋市農業委員会規則第 13 条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議　長　　鹿屋市農業委員会規則第 31 条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号９番の寺下委員と 11 番の村山委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の板山主査を指名します。

これより議事に入ります。１頁、議案第９号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第９号につきましては、１頁から 58 頁です。今回の促進計画（案）は、始期が令和８年８月１日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が２万８千 769 ㎡で、畑が 38 万４千 627 ㎡で、計 41 万３千 396 ㎡となっています。

農地の貸出し者は 104 人、農地の耕作者となる配分予定者は 48 人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また、借り手となる法人も農用地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。詳細につきましては２頁からご覧ください。

まず２頁、１番から３頁の３番は、設定期間が３年です。１番は、賃借権で新規設定。２番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に３頁、３番は、賃借権で再設定。次の４番から 23 項の 39 番までは、設定期間が５

年です。４番は、使用貸借権で再設定。

次に４頁、５番、６番は、賃借権で再設定。

次に５頁、７番、８番は、賃借権で再設定。

次に６頁、９番は、賃借権で再設定。

次に７頁、10 番は、賃借権で再設定。

次に８頁、11 番は、使用貸借権で新規設定。

次に９頁、12 番は、使用貸借権で新規設定。13 番は、賃借権で再設定。

次に 10 頁、14 番は、賃借権で再設定。15 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 11 頁、16 番、17 番は、賃借権で再設定。

次に 12 頁、18 番、19 番は、賃借権で再設定。

次に 13 頁、20 番、21 番は、賃借権で再設定。

次に 14 頁、22 番、23 番は、賃借権で再設定。

次に 15 頁、24 番は、使用貸借権で新規設定。25 番は、賃借権で再設定。

次に 16 頁、26 番、27 番は、使用貸借権で再設定。

次に 17 頁、28 番、29 番は、賃借権で再設定。

次に 18 頁、30 番は、賃借権で新規設定。

次に 19 頁、31 番は、賃借権で新規設定。32 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 20 頁、33 番は、賃借権で新規設定。34 番は、賃借権で再設定。

次に 21 頁、35 番は、賃借権で再設定。36 番は、賃借権で新規設定。

次に 22 頁、37 番は、賃借権で新規設定。38 番は、賃借権で再設定。

次に 23 頁、39 番は、賃借権で新規設定。次の 40 番から 58 頁の 104 番は、設定期間が 10 年です。40 番は、賃借権で新規設定。

次に 24 頁、41 番は、賃借権で再設定。42 番は、賃借権で新規設定。

次に 25 頁、43 番は、賃借権で新規設定。

次に 26 頁、44 番は、賃借権で新規設定。

次に 27 頁、45 番、46 番は、賃借権で再設定。

次に 28 頁、47 番は、賃借権で再設定。48 番は、賃借権で新規設定。

次に 29 頁、49 番は、使用貸借権で再設定。50 番は、賃借権で新規設定。

次に 30 頁、51 番は、賃借権で新規設定。52 番は、賃借権で再設定。

次に 31 頁、53 番、54 番は、賃借権で再設定。

次に 32 頁、55 番、56 番は、賃借権で再設定。

次に 33 頁、57 番は、賃借権で再設定。58 番は、賃借権で新規設定。

次に 34 頁、59 番は、賃借権で再設定。60 番は、賃借権で新規設定。

次に 35 頁、61 番、62 番は、賃借権で再設定。

次に 36 頁、63 番、64 番は、賃借権で再設定。

次に 37 頁、65 番、66 番は、賃借権で再設定。

次に 38 頁、67 番は、賃借権で再設定。68 番は、賃借権で新規設定。

次に 39 頁、69 番は、賃借権で新規設定。70 番は、賃借権で再設定。

次に 40 頁、71 番は、賃借権で再設定。

次に 41 頁、72 番は、賃借権で再設定。

次に 42 頁、73 番、74 番は、賃借権で再設定。

次に 43 頁、75 番、76 番は、賃借権で再設定。

次に 44 頁、77 番は、賃借権で再設定。

次に 45 頁、78 番、79 番は、賃借権で再設定。

次に 46 頁、80 番、81 番は、賃借権で再設定。

次に 47 頁、82 番、83 番は、賃借権で再設定。

次に 48 頁、84 番、85 番は、賃借権で再設定。

次に 49 頁、86 番は、賃借権で新規設定。87 番は、賃借権で再設定。

次に 50 頁、88 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。89 番は、賃借権で新規設定。

次に 51 頁、90 番、91 番は、賃借権で再設定。

次に 52 頁、92 番、93 番は、賃借権で再設定。

次に 53 頁、94 番は、賃借権で再設定。95 番は、賃借権で新規設定。

次に 54 頁、96 番は、賃借権で新規設定。

次に 55 頁、97 番、98 番は、賃借権で再設定。

次に 56 頁、99 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。100 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 57 頁、101 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。102 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 58 頁、103 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。104 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議　長　　ただいま事務局から説明がありました、１頁から 58 頁までの 104 件の中間管理権設定ですが、２頁、３年もの２番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与

の制限にあたりますが、有村委員が本日欠席しておりますのでこのまま審議いたします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　２頁の２番は、借人の有村委員が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議　長　　有村委員に係る３年もの１件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

次に、同じく 10 頁の５年もの 15 番１件が農業委員会の取決め制限にあたりますが、本日、新地委員が欠席しておりますのでこのまま審議いたします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　10 頁の 15 番は、借人の新地委員が関連する法人が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議　長　　新地委員に係る５年もの１件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

次に､同じく 50 頁の 10 年もの 88 番１件が農業委員会の取決め制限にあたりますので、髙田委員に退席いただき審議します。

（髙田委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　50 頁の 88 番は、借人の髙田委員が使用貸借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議　長　　髙田委員に係る 10 年もの１件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（髙田委員：着席）

髙田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に 56 頁 10 年もの 99 番から 57 頁の 102 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づき議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長にお願いします。

（福元会長：退席）

（上野副会長：議長席へ）

上　野　　それでは、事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　56 頁の 99 番、100 番、57 頁の 101 番及び 102 番は、借人の福元会長が関連する法人が賃借権及び使用貸借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上　野　　福元会長に係る 10 年もの４件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請のとおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

以上で私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。ここで、会長と交代いたします。

（福元会長：着席）

（上野副会長：自席へ移動）

議　長　　次に、同じく 58 頁の 10 年もの 103 番１件が農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席いただき審議します。

（入佐委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　58 頁の 103 番は、借人の入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議　長　　入佐委員に係る５年もの１件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

（入佐委員：着席）

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残り 96 件について、ご意見ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請のとおり許可と決定します。

次に 59 頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　59 頁から 64 頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。

59 頁の１番から 60 頁の５番は、所有者から鹿児島県地域振興公社へ売り渡すもので、１番は、吾平町下名の田が１筆、畑が２筆で７千 583 ㎡です。２番は、池園町の畑が２筆で３千 898 ㎡です。

３番は、串良町有里の田が２筆、畑が１筆で６千 737 ㎡です。

４番は、下祓川町の畑が１筆で１千 549 ㎡です。

５番は、笠之原町の畑が１筆で２千 704 ㎡です。

つづきまして、61 頁の１番から 64 頁の 12 番は、鹿児島県地域振興公社から受け手に売り渡すもので、１番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

２番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

３番は、串良町有里の畑が３筆で３千 713 ㎡です。

４番は、串良町有里の畑が１筆で 985 ㎡です。

５番は、串良町岡崎の田が１筆で 910 ㎡です。

６番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

７番は、下堀町の畑が１筆で 980 ㎡です。

８番は、吾平町下名の田が１筆、畑が２筆で７千 583 ㎡です。

９番は、池園町の畑が２筆で３千 898 ㎡です。

10 番は、串良町有里の田が２筆、畑が１筆で６千 737 ㎡です。

11 番は、下祓川町の畑が１筆で１千 549 ㎡です。

12 番は、笠之原町の畑が１筆で２千 704 ㎡です。

記載の 17 件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議　長　　只今の事務局からの説明がありました、61 頁の１番と２番、62 頁６番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、上別府委員に退席いただき審議します。

（上別府委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　61 頁の１番、２番及び 62 頁の６番は、鹿児島県地域振興公社が上別府委員に売り渡すもので、串良町有里の畑が４筆で１万 316 ㎡です。また、要件を全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。

議　長　　上別府委員に係る所有権移転３件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

（上別府委員：着席）

上別府委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残り 14 件について、ご意見ありませんか。

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、65 頁、議案第 10 号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　議案第 10 号につきましては、65 頁から 69 頁です。今回は、所有権移転が 18 件です。初めに、65 頁です。１番は、田が１筆で３千 912 ㎡の売買です。２番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。３番は、畑が 12 筆で１万４千 217 ㎡の売買です。

次に、66 頁です。４番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。５番は議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に、67 頁です。６番は、畑が５筆で１万１千 621 ㎡の贈与です。７番は、畑が１筆で１千 892 ㎡の売買です。８番は、畑が１筆で１千 066 ㎡の売買です。９番は、畑が１筆、その他が１筆で３千 180 ㎡の売買です。

次に、68 頁です。10 番は、田が１筆で２千 857 ㎡の売買です。11 番は、田が１筆で 603 ㎡の贈与です。12 番は、畑が１筆で 549 ㎡の売買です。13 番は、田が１筆で 666 ㎡の売買です。14 番は、畑が１筆で１千 943 ㎡の贈与です。

次に 69 頁です。次の 15 番から 18 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議　長　只今の事務局からの説明がありました、65 頁の２番が農業委員会の取り決め制限にあたりますので、岩下委員に退席いただき審議します。

（岩下委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　65 頁の２番は、受人の岩下委員が、畑１筆で１千 869 ㎡の売買を行うもので、農地法第３条第２項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議　長　岩下委員に係る所有権移転１件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

（岩下委員：着席）

岩下委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に 66 頁の４番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、新原委員に退席いただき審議します。

（新原委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　66 頁の４番は、受人の新原委員が、田１筆、畑２筆で１千 619 ㎡の売買を行うもので、農地法第３条第２項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議　長　　新原委員に係る所有権移転１件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

（新原委員：着席）

新原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に 66 頁の５番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、藏ヶ﨑委員に退席いただき審議します。

（藏ヶ﨑委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　66 頁の５番は、受人の藏ヶ﨑委員が、畑３筆で４千 871 ㎡の売買を行うもので、農地法第３条第２項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議　長　　藏ヶ﨑委員に係る所有権移転１件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

（藏ヶ﨑委員：着席）

藏ヶ﨑委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

ただいま事務局から説明がありました、65 頁から 69 頁までの 15 件の許可申請ですが、調査がなされていますので 68 頁の 15 番から 69 頁 17 番までを矢野委員に、69 頁 18 番を門倉委員に、報告をお願いします。

矢　野　　推進委員の矢野です。去る５月 13 日、記載の２名と事務局で、農地法第３条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、69 頁の 15 番です。申請者は市内の方で、知人から畑１筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、じゃがいもやたまねぎ等野菜を作付けするとのことでした。

次に、16 番です。申請者は市内の方で、畑１筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、飼料作物や季節の野菜等を作付けするとのことでした。

次に、17 番です。申請者は市内の方で、親族から畑１筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では甘藷や野菜類を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第３条第２項各号には該当しないと判断されるため、 調査員としましては、３条の許可要件

を満たしていると判断いたしました。以上です。

門　倉　　推進委員の門倉です。去る５月 14 日、記載の２名と事務局で、農地法第３条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

69 頁の 18 番です。申請者は市外の方で、知人から畑２筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、ヤシの木の苗を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第３条第２項各号には該当しないと判断されるため、 調査員としましては、３条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議　長　　ただいま、説明、報告がありました 15 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、70 頁、議案第 11 号「農地法第４条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

ただいま事務局から説明がありました、70 頁の２件の許可申請ですが、調査がなされていますので、70 頁１番を森園委員に、２番を村山委員報告をお願いします。

森　園　　議席番号 16 番の森園です。去る５月 13 日、記載の２名と事務局で農地法第４条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

70 頁の１番ですが、申請地は「下百引簡易郵便局」の南南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、農業振興地域整備計画の区域内にある農用地区域内農地です。

申請者は、市内の居住者で、申請地に「牛舎・農業用倉庫」を建設する計画です。

申請地は、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」該当すると判断しました。但し、既に整備済みであることから始末書を添付しての申請となります。

以上、１番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

村　山　　議席番号 11 番の村山です。去る５月 14 日、記載の２名と事務局で農地法第４条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

70 頁の２番ですが、申請地は「大姶良出張所」の東に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第３種農地と判断されます。

申請者は、市内の居住者で、申請地に「製茶工場」を拡張する計画です。

申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、

第３種農地の許可要件である「街区内４割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、２番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

議　長　　ただいま、説明、報告がありました２件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、71 頁、議案第 12 号「農地法第５条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 12 号につきましては、71 頁から 73 頁です。今回は、９件です。

初めに、71 頁です。

１番は、一般住宅及び進入用通路を整備するもので、農地区分は３の５です。

２番は、貸家を整備するもので、農地区分は３の５です。

次の３番から 73 頁の９番は、全て記載のとおりです。以上です。

議　長　　それでは、調査がなされていますので、71 頁の３番を森園委員に、同じく 71 頁の４番と 72 頁の５番を岩下委員に、６番を西ノ原委員に、７番と８番と９番を村山委員に、報告をお願いします。

森　園　　議席番号 16 番の森園です。去る５月 13 日、記載の２名と事務局で農地法第５条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

71 頁の３番ですが、申請地は「細山田中学校」の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第１種農地と判断されます。

申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。

申請地は、集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外である、「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、１番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

岩　下　　推進委員の岩下です。去る５月 13 日、記載の２名と事務局で農地法第５条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

71 頁の４番ですが、申請地は「旭原郵便局」の南西に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第３種農地と判断されます。

申請者は市内の居住者で、申請地に「営業所兼モデルルーム」を建設する計画です。

申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、

第３種農地の許可要件である「街区内４割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

72 頁の５番ですが、申請地は「二葉保育園」の北西に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第２種農地と判断されます。

申請者は市外の系統用蓄電所の建設・運営事業者で、申請地に「系統用蓄電池」を建設する計画です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第２種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、４番、５番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

西ノ原　議席番号 19 番の西ノ原です。去る５月 13 日、記載の２名と事務局で農地法第５条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

72 頁の６番ですが、申請地は「鹿屋中学校」の北東に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第３種農地と判断されます。

転用事業者は、農地法第５条の一時転用許可で、営農型太陽光発電施設を整備しており、許可期限が近づいたため、改めて申請をしたものです。

申請地では、サカキを栽培しており、転用の期間は３年間となります。令和２年度第７回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき調査を行いました。

収量は地域平均に比べ２割以上減少する見込みはなく、志布志市の生産者から営農指導を受けており、平均単収を確保できると判断しました。

また、支柱の高さは、2.5m以上で農作業の支障はなく、日照や雨水排水についても、周辺農地へ悪影響を及ぼす恐れが無いことから支障はないと判断しました。

以上のことから、６番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

村　山　議席番号 11 番の村山です。去る５月 14 日、記載の２名と事務局で農地法第５条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

７番ですが、申請地は「鹿屋工業高校」の東に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第３種農地と判断されます。

申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。

申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40％を超えている区域内にあることから、第３種農地の許可要件である「街区内４割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に８番ですが、申請地は「吾平総合支所」の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、第１種農地と判断されます。

申請者は市内の居住者で、申請地に「資材置き場」を整備する計画です。

申請地は、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設面積の２分の１を超えないことから、第１種農地の不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

次に９番ですが、申請地は「大姶良出張所」の東に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第３種農地と判断されます。

申請者は市内の居住者で、申請地に「寄宿舎、駐車場、通路」を建設する計画です。

申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第３種農地の許可要件である「街区内４割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、７番・８番・９番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議　長　　ただいま、説明、報告がありました９件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、74 頁、議案第 13 号「鹿屋市の地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 13 号につきましては、74 頁から 80 頁です。

74 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 7 件です。対象面積は、一般住宅が、１件１筆の 475 ㎡、農業用が、１件１筆の２千 694 ㎡、その他が、４件５筆の５千 462 ㎡です。次の 75 頁から 80 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議　長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、75 頁の１番から 80 頁の６番まで調査がなされていますので、矢野委員に、報告をお願いします。

矢　野　　推進委員の矢野です。去る５月 13 日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

74 頁をご覧ください。１番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 75 頁です。

申請人は市内の法人で、申請地は「串良平和公園」の北西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。

申請地に「駐車場」を整備する計画であるが、申請地の面積が既存施設の面積の２分の１以内であれば、第１種農地の許可基準である「既存施設の拡張」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に２番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 76 頁です。

申請人は九州電力送配電㈱で、申請地は「鹿屋内陸工業団地」の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。電気事業者による送電線事業の鉄塔建設ため転用許可は不要であると思われます。

次に３番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 77 頁です。

申請人は市内の個人で、申請地は「旧平南小学校」の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。

申請地に一般住宅を建設する計画であるが、申請地の面積が既存施設の面積の２分の１以内であれば、第１種農地の許可基準である「既存施設の拡張」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に４番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は 78 頁です。

申請人は市内の法人で申請地は郷之原市営住宅の南に位置し、農用地区域内農地で、申請地に農業用施設である「農業用資材倉庫」を整備する計画であるが、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に５番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 79 頁です。

申請人は市内の法人で、申請地は「東地区学習センター」の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。

申請地に特定建築条件付売買予定地を整備する計画であるが、「第一種農地」の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に６番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 80 頁です。

申請人は市外の法人で、申請地は「県営下祓川団地」の東に位置し、周辺が 10ha 以上の農地の広がりはないが、笠之原土地改良区の受益地区であるため、第１種農地と判断されます。申請地に「建売住宅」を建設する計画であるが、周辺には集落が形成されており、その集落に接続することから、第１種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。以上です。

議　長　　ただいま、報告がありました６件について、ご異議ありませんか。

西ノ原　　４番の件で、その地域は、これまで農振除外が通らない、ゼロだったのに、今回急に案件が出てきているのはなぜか。今回のように、用途変更農業用施設という整理で進められるなら、過去に長年、10～30 年、相談・問題になっていた他の案件も同様に許可、または見込みになるのか。農業用施設なら良いという判断の線引きが分かりにくいので、どういう条件なら許可になるのか、どこまでが農業用施設として認められるのか、既存の不適正利用、工事現場的な利用等との区別はどうするのかをモデルとして明確に示してほしい。

尾　﨑　　今回は農振除外の転用ではなく、指定用途に基づく用途変更で農業用施設を設置する申出であり、農業で使う資材保管等の計画という用途変更になります。

議　長　　他にご意見はありませんか。

（なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、81 頁、議案第 14 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 14 号につきましては、81 頁です。今回は、１件です。

次の１番については、記載のとおりです。以上です。

議　長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、81 頁の１番を矢野委員に、報告をお願いします。

矢　野　　推進委員の矢野です。去る５月 13 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

２番です。申請地は、瀬筒池の南に位置し、年月日不詳の状態で原野化しているとのことでしたが、耕作終了が７～８年前であり、20 年以上経過しておらず、雑木なども生えていない区域があり農地への復元が可能であると考えられることから、非農地証明については非該当であると判断しました。以上です。

議　長　　ただいま説明・報告がありました１件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、今回は非農地に該当しない旨を通知します。

次に、82 頁、議案第 15 号「農地利用（形質）変更届について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 15 号につきましては、82 頁です。今回は１件です。次の１番については、記載のとおりです。以上です。

議　長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、門倉委員に報告をお願いします。

門　倉　　推進委員の門倉です。去る５月 14 日に、事務局と農地利用形質変更届に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

82 頁です。申請者は市内の個人で、申請地はかのやグラウンドゴルフ場の南西の畑ですが、農地としての適正な利用及び保全を図る目的で、現況地盤から約 60㎝の黒土による嵩上げをしたいとのことでした。盛土・切土による雨水が流出がないよう、排水にも十分留意するとのことで、周辺農地の地権者の同意もあることから、調査員としましては、形質変更については支障がないと判断しました。以上です。

議　長　　ただいま説明、報告がありました１件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、本件は受理と決定します。

次に、83 頁、議案第 16 号「治山事業箇所の保安林指定に伴う意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 16 号につきましては、83 頁です。治山事業箇所の保安林指定につきましては、森林法第 25 条に基づき行われるもので、今回は、治山事業箇所内に農地があったことから、その農地の保安林指定について、農業委員会として意見をもとめられたものです。

保安林指定対象農地は、串良町細山田の畑が１筆、吾平町上名の畑が５筆、天神町の畑が１筆です。以上です。

議　長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、倉田委員に報告をお願いします。

倉　田　　議席番号 12 番の倉田です。去る５月 14 日、記載の委員と事務局で治山事業箇所の保安林指定について調査を行いましたので報告します。治山事業箇所の保安林指定につきましては、森林法第 25 条に基づき行われるもので、治山事業箇所内に農地があったことから、その農地の保安林指定について、農業委員会としての意見を求められたものです。保安林指定対象農地は、串良町細山田の畑が１筆、吾平町上名の畑が５筆、天神町の畑が１筆です。

調査の結果保安林指定について意見はありませんが、保安林指定対象農地の１番、４番、７番については工事箇所以外を農地として利用しているため、工事箇所を分筆して保安林指定すべきと考えます。以上です。

議　長　　ただいま説明、報告がありました１件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、調査報告とおりの意見を付して市長部局へ進達します。

次に、84 頁、議案第 17 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 17 号につきましては、84 頁から 86 頁です。今回新たに、譲渡希望が 84 頁の１番から 85 頁の９番までの９件ですのでお目通し願います。なお、２番は無償も可、９番は貸借も可、としております。

次に、賃貸借希望が 86 頁の１番から３番までの３件ですのでお目通し願います。以上です。

議　長　　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

84 頁、土地の所有者からの譲渡希望の１番の上野町を西ノ原委員と谷口委員に、白水町を中塩屋委員と垣内委員に、２番を田原委員と門倉委員に、３番の大姶良町を藏ヶ﨑委員と中牧委員に、獅子目町を森園委員と新地委員に、お願いします。

次に、85 頁、４番を中塩屋委員と垣内委員に、５番を德田委員と折尾委員に、６番を新原委員と鶴田委員に、７番の串良町有里 2766-1 を田村委員と松元委員に、その他の農地を大重委員と中尾委員に、８番を村山委員と上別府委員に、９番をわたくし福元と入佐委員に、お願いします。

次に、86 頁、賃貸借希望の１番を藏ヶ﨑委員と福元里美委員に、２番を田原委員と門倉委員に、３番を堀之内委員と矢野委員に、お願いします。

次に、87 頁、「農地法第 18 条第６項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　資料 87 頁をご覧ください。合意解約につきましては、87 頁から 97 頁です。

今回は 22 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第６項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議　長　ただいまの報告のとおり、87 頁から、97 頁まで 22 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第２回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

尾　﨑　それでは、私から２点のご連絡・ご説明をいたします。

まず、１点目は研修視察の実施についてです。みやま市農業委員会に係る研修視察（案）概要をご覧ください。

研修日時は令和８年７月９日（木）午後２時から１時間から１時間半程度です。出張期間は、９日（木）から 10 日（金）の２日間で、宿泊は熊本市です。10 日は、熊本市内の施設フードパル熊本を見学予定です。また、旅費は農業委員会予算の範囲内で対応予定です。研修先につきましては、福岡県みやま市農業委員会です。

研修先の概要について説明します。みやま市農業委員会、会長は德永順子会長です。委員数は、農業委員 19 人、推進委員 19 人の合計 38 人です。耕地面積は、4,020ha、畑が 963ha、田が 3,050ha です。総農家数は、1,551 戸です。水稲、小麦、大麦、大豆、温州ミカンなどが主な作物です。

研修テーマにつきましては、遊休農地の解消、農地の集積・集約です。みやま市農業委員会から、研修テーマに沿った活動内容についてお話をいただき、今後の鹿屋市農業委員会の取組の参考にしていくことを目的としています。みやま市農業委員会の取組について

はお目通しをお願いします。

また、２枚目に令和８年度鹿屋市農業委員会研修視察出欠確認票を付けております。出席できる・出来ないにかかわらず、６月総会当日までに出欠確認票のご提出をお願いします。

続きまして、２点目は中間管理事業相談受付シートについてです。今年の２月総会終了後に行った研修でご説明しておりましたが、様式に修正がありましたので今回改めて、ご説明します。

この相談受付シートは、農地の所有者や耕作者から農地の貸し借りについて相談を受けたときに、その内容を記入するもので、記入いただいた相談受付シートを基に、農地中間管理事業の契約書類を作成します。

２枚目に記入例を添付しておりますので、農地の相談にご活用いたきますようお願いします。また、６番の今後の所有農地・農業経営の方針欄は、「鹿児島の農業委員会リレーションシップ１・５・一絵活動」に関係するもので、農地所有者や耕作者の方とお話しする機会があるときは、貸し借りの相談がなかった時でも、積極的に聞取りしていただければと思います。

記入いただいたシートは、次の総会の時に事務局へご提出ください。貸し借りの内容について聞き取りを行った場合は、聞き取った時にその内容をご連絡いただきますようお願いします。私からのご連絡・ご説明は以上です。

山　下　　このたび、前農業委員会会長 木場夏芳様が、令和８年春の叙勲におきまして栄えある旭日単光章を受章されました。前木場会長は 23 年間の長年にわたり、農業委員・推進委員として地域農業の振興と農業委員会活動の発展に尽力され、農地行政の適正な運営や担い手育成など、多大なる功績を残されました。今回の受章は、これまでの功績と地域農業への献身的な尽力が評価されたものであり、農業委員会にとりましても大きな喜びです。以上報告でした。

局　長　　それでは、６月の調査委員を申し上げます。６月 12 日、金曜日、４条・５条の調査が、四元委員、中尾委員です。６月 12 日、金曜日、農振調査が、堀之内委員、小原委員です。６月 15 日、月曜日、４条・５条の調査が、森園委員、下久保委員です。６月 15 日、月曜日、３条調査が、田村委員、折尾委員です。

６月の総会は、６月 23 日、火曜日の９時から市役所７階大会議室となります。私からの報告は以上です。

議　長　　他にありませんか。ないようですので、推進委員から本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。なければ、これを持ちまして令和８年度第２回鹿屋市農業委員会総会を閉

会します。

局　長　　それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（閉会）